

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成29年1月18日(水) 午後1時30分

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 1名

- 12番 守屋常雄君

1. 執行部出席者

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
会 計 管 理 者	山 越 恵 美 子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君

平成 2 9 年 第 1 回 牛 久 市 議 会 臨 時 会 会 期 日 程 表

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	1 月 1 8 日	水	午後 1 時 3 0 分	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議 案 上 程 (決議案第 1 号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

平成29年第1回牛久市議会臨時会

議事日程第1号

平成29年1月18日（水）午後1時30分開会

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期の決定

日程第 3. 決議案第1号 地方自治法第98条に基づく調査特別委員会の設置決議につい

て

午後1時30分開会

○議長（市川圭一君） 改めまして、こんにちは。

12番守屋常雄君より欠席の届け出がありました。ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第1回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○議長（市川圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番伊藤裕一君、5番長田麻美君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、決議案第1号の1件であります。

次に、去る平成28年第4回定例会において可決されました医療用ウィッグへの助成を求め
る意見書につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官
へそれぞれ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、牛久市議会会議規則第166条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いた
しましたので、報告いたします。

次に、今期臨時会に執行部より出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定について

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしま
した。

次に、日程第3、決議案第1号の1件を議題といたします。



決議案第1号 地方自治法第98条に基づく調査特別委員会の設置決議について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、決議案第1号の提案理由を述べさせていただきます。

牛久市議会第2回定例会で提案された議案第58号について、第2回、第3回定例会において継続審査になっていた。第4回定例会では産業建設常任委員会で賛否同数により委員長判断で継続となっていた。しかしながら、議会最終日の採決では、継続が否決され、議案第58号は可決された。

継続の内容については、資料提出や答弁の不十分さが指摘されており、さらなる審議が必要と考える。

以上、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会の設置を求めるものである。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第1号についての質疑を許します。11番池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 委員会を12名で行うというそのわけと、本調査経費の20万円という根拠をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは池辺議員の質問に対してお答えしたいと思います。

この構成人数12人というのは、牛久の議会が22名ですので、約半数の方がこの委員会の中にかかわって慎重な審議が必要と考えました。

それと調査経費なんですが、20万円とする理由は、以前にこのような調査経費の問題がありました。例えば少なく見積もっておいて、後でまた追加ということも十分考えられるようなことがありますので、当初20万円といたしました。以上です。

○議長（市川圭一君） 11番池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 1点だけ再質問をしたいと思います。

12名の選出方法はこういった形ですかお伺いします。

○議長（市川圭一君） 16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それではお答えいたします。

まず、委員会が設置できるかどうかということが重要だと思います。その委員会が設置になれば、その中でどういう人選をしていくかということが決められると思います。以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で決議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 決議案第1号、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会の設置決議についての賛成討論です。

さきの6月議会、9月議会では、本会議において賛成多数で継続審議となっていた議案第58号に対する調査特別委員会の設置です。

理由は、質問に対する答弁、資料等の不十分なところから継続審議となったものです。特に、田宮西近隣公園の用地買収とその賃貸については調査検討の余地が十分にあると考えます。平成15年に池辺市長が就任し、その後平成17年に当該用地をみずから取得し、平成21年には地元説明会を行い、平成22年に事業認可を行っているということ。また、その用地については、買収ではなく、年間30万円から36万円の賃貸にした理由についても、当時小坂城址の用地にまつわる疑義が生じていた背景があり、問題が浮き彫りになることを避け賃貸契約にしたという答弁もあるところです。

6月議会より産業建設常任委員会において審議が行われてきましたが、これらが十分明らかになっておりません。12月議会においても、常任委員会では可否同数にて委員長判断により継続審議となっております。傍聴をしていても常任委員会での審議の不十分さは明らかであり、これで審議を打ち切ることは議会の役割を放棄することにつながり、地方自治法第98条による調査特別委員会の設置による審査は必須であると考え、設置決議に賛成をします。

委員各位の御賛同を心より訴え、賛成討論とします。

失礼しました。平成15年に池辺元市長と訂正をさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 決議案第1号、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会の設置決議について、賛成の立場で討論を行います。

本決議案は、昨年の6月議会に提出された議案第58号の土地取得について12月議会で僅差で土地取得が可決されましたが、これまで付託された産業建設常任委員会での審議もいまだ十分に究明されたとは言えない状況に置かれています。

地域住民の事業推進を望む声は真摯に受けとめ、工事を推し進めるのはやぶさかではありません。

しかしながら、購入に至る経緯も委員会審議の中で議場での答弁との食い違いがあったり、買い取り金額の問題はもっと慎重に調査すべきと考えます。また、借地であったこの区画に雨水排水管を布設する経緯も詳細が明らかとは言えません。

何より、常任委員会で委員長みずからが継続の判断を決定したにもかかわらず、議会最終日の本会議でその判断を翻し継続審議を否決したことは、議会運営の信頼性を損なうものと言わざるを得ません。

この問題に関しては、前市長との政治的確執で反対しているとの見方をする一部の方々もおりますが、税金の使い方が適正に行われているのかをチェックするのは議会の重要な使命です。

この際、議会の重要な役目である執行機関に対する監視を議会の権限である調査権を行使し、田宮西近隣公園の整備がどのような経緯で行われたのか、税金の使われ方として適正だったのかを調査するための特別委員会を設置すべきと考えます。

議員各位の良識ある御判断をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 決議案第1号、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会の設置決議について、賛成討論をいたします。

周知のとおり、田宮西近隣公園の用地を取得するための決議案第58号については、詳しい調査のため2度にわたり継続審査となり、昨年12月の定例会では委員長裁決により産業建設常任委員会では継続とされたものの、本会議で継続とすることが否決。原案について採決が行われた結果、10対11の僅差で可決となったものであります。

私は、なぜ利用価値の低い土地を前所有者から買い取ったのか、当該土地を含む一帯を公園

とする都市計画決定に当たり、当時の首長による何らかの意図が介在したことはなかったのかという素朴な疑問から継続に賛成をしまいいりました。

さらに、この間には、当該土地を所有する前公職者から弁護士事務所を通じ、議会での議論をやめるよう求める内容証明が議員に対して送付されました。内容証明は、しばしば法的措置に訴えることもあり得ることを示すことで相手に圧力を加えるために用いられるものであり、しかも弁護士に依頼するとなれば数万円の費用がかかります。なぜ、かつて市の幹部の地位にあった方がこのような行動をとるのか、幾ら現在は民間人であるとはいえ、私にはとても市民の要望の一つとして捉えることはできず、ますます疑問を持ち、継続審査が必要との確信を深めました。

しかしながら、1度目の継続審査で委員会は一度も開催されず、さらに2度目の継続審査では資料提出が終わらない状態であったのに原案の採決に入り、私は田宮西近隣公園の計画自体に反対するものではありませんが、議論が終わらないままの議案には賛成できないことから、原案に反対をしたものであります。

なお、本件工事は2015年4月以降、軟弱地盤の発覚等の理由によりストップしており、工期のおくれは複合的な要因によるものと考えます。

今後、工事が進んでいくものと思われませんが、審議不十分の状態では議会の存在意義すら問われかねない、さらには市民に曇りのない状態で公園を利用してもらいたいとの思いから、私は決議案第1号に賛成するものであり、議員各位の御賛同を期待し、討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第1号について採決いたします。

決議案第1号、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会の設置決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決いたします。

決議案第1号、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会の設置決議について、議長は否決と裁決いたします。

よって、決議案第1号は否決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は、全て議了されました。

これをもって、平成29年第1回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 伊 藤 裕 一

署名議員 長 田 麻 美